

松江南高校魅力化コンソーシアム設置規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称を「松江南高校魅力化コンソーシアム」とする。(以下「コンソーシアム」という。)

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、松江南高等学校の教育目標である「グローバル社会を生き抜き、その持続可能な発展に貢献する志の高い人材の育成」を目指して、地域内外の関係者が協働することにより、松江南高等学校の教育をよりよくしていくことを目的とする。

(事 業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりに関すること
- 二 社会に開かれた教育課程に関すること
- 三 産官学と協働した探究的な学習活動の実践に関すること
- 四 松江南高等学校の情報発信に関すること
- 五 コンソーシアムの持続的な運営に関すること

(組 織)

第4条 コンソーシアムは、意思決定の場と協働活動の場によって構成する。

- 2 意思決定の場は、役員会とし、別表1の役員により構成する。
- 3 協働活動の場は、ワーキンググループとし、各種事業等の実践に向け適宜協働・協議を行う。
- 4 コンソーシアムには事務局を置く。

(役 員)

第5条 コンソーシアムの役員は、学校運営協議会の委員が兼務する。

- 2 役員の任期は1年とし、年度内で委嘱する。再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長・副会長・監査の職務)

第6条 役員会に以下の役職を置く。

- 一 会長（学校運営協議会会長が兼務する） 1名
- 二 副会長（学校運営協議会副会長が兼務する） 1名
- 三 監査（学校運営協議会委員が兼務する） 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、役員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 役員会は、年3回以上を目安として開催する。
- 3 役員会は、委員の半数以上の出席を必要とする。

(承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業等について、学校やワーキンググループからの提案等を踏まえて協議を行い、役員会において報告し承認を得るものとする。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループはコンソーシアムの協働活動の場とする。

2 ワーキンググループの事業は役員会において報告し承認を得るものとする。

(事務局)

第10条 事務局を松江南高等学校に置き、事務を処理する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は令和2年6月1日から施行する。

この規約は令和4年5月1日から施行する。

この規約は令和6年5月8日から施行する。

この規約は令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

	松江市
	島根大学
	島根県立大学
	松江市内中学校
	松江商工会議所
	地元企業
	P T A関係者
	矢の原会関係者
	松江南高等学校